

物価高騰に伴う均等割のみ課税世帯 支援給付金のご案内

- 物価高騰に伴う均等割のみ課税世帯支援給付金は、物価高騰の負担感が大きい住民税均等割のみ課税世帯へ、負担軽減を図るための臨時的な措置として支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

確認書（申請書）の審査後、4週間以内に振り込みします。

支給対象と申請の手続き方法

支給対象となる世帯

基準日令和5年12月1日時点で山武市に住民登録のある世帯のうち、令和5年度「住民税均等割のみ課税者」または「住民税均等割のみ課税者 および 住民税非課税者」で構成されている世帯

※住民税均等割が課税されている者の被扶養者等のみで構成されている世帯は対象外です。

確認書が届いた世帯

確認書の提出が必要です

- 確認書の中身を確認して、必要事項を記入し、「**確認書**」と「**添付書類**」を**返信してください**。



！ 確認書の返送期限：令和6年5月31日(金)

確認書の返信が期限までにない場合、給付金は支給できません。

給付金の詳細は裏面をご確認ください。

物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金について

住民税均等割のみ課税とは

- 住民税は『均等割』と『所得割』で構成されています。
- 前年に一定の所得がある方全員に一律に負担していただくのが『均等割』で前年の所得金額や控除金額等に応じて負担していただくのが『所得割』です。
- 住民税は、その年の1月1日現在において居住する住所地で課税されます。
- この給付金における『住民税均等割のみ課税』とは、『均等割』が課税で『所得割』が非課税の方です。

こども加算給付（1人当たり5万円）の支給について

均等割のみ課税世帯支援給付金の対象世帯のうち、18歳以下の世帯員がいる場合、1人当たり5万円の加算給付を給付します。

- こども加算給付は、10万円の均等割のみ課税世帯支援給付金が入金された口座に入金します。支給日は後日「こども加算給付支給のお知らせ」でお知らせします。
- 寮に入っているなどで理由で他の住所地に扶養している方がいる場合も、加算給付の対象となります。その場合は申請が必要です。申請書は、事務局で配布またはホームページよりダウンロードできます。



物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

山武市物価高騰支援給付金事務局 ☎ **0475-80-0033**

受付時間 8:30~17:00（土日祝日除く）

※令和6年5月1日以降は ☎0475-80-2612（社会福祉課窓口）に変更となります。